

三保松原白砂青松保全技術会議（第1回）への提出資料

平成25年9月10日

難波喬司

1. 基本的視点

保全技術の検討にあたって、まず以下の2点について、共通認識を持つべき。

- ① 三保松原の守るべき顕著な普遍的価値、本質的価値を確認する。そのうえで、「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下「作業指針」）を参考にし、保全対策が本質的価値へ与える影響について検討する。
- ② 現状までの海岸保全の状況（努力の結果、現在があること。知見の蓄積があること）を評価する。

2. 守るべき顕著な普遍的価値、本質的価値の確認と、保存管理の方針の確認

(1) 本質的価値と保存管理計画における保存管理の方針の確認

保存管理計画にある以下の記述から、三保松原の守るべき顕著な普遍的価値、本質的価値は、

「絵画などの芸術作品にも多く遺されている、雄大な富士山の眺望と併せた、砂浜と松原と海面の一体景観」

であると考えられる。

(参考)

- ① 富士山包括保存管理計画での位置づけ：

第5章 顕著で普遍的な価値の保存管理

イ. 三保松原

1) 展望地点

富士山を描いた絵画の典型的な構図において、近景として描かれる白砂青松海浜景観であり、著名な芸術作品の視点場や舞台ともなったことから、富士山に対する良好な展望を維持するとともに、マツの樹叢の育成、砂浜海岸地形の維持・管理に努める。

砂浜の維持・回復を図るための施設であるL字突堤が破損した場合には、必要最小限

の範囲で外観にも十分に配慮しつつ修復を行う。マツノガイセンチュウ・・・（中略）

2) 展望景観

裾野が富士宮市及び富士市の広い範囲まで広がり、海面とも一体の風致景観を構成している三保松原からの富士山の展望景観については、江戸時代の浮世絵に描かれた富士山の形姿と、ほぼ同様の展望景観が現在も維持されている。駿河湾に広がる工業地帯の・・・

②「名勝三保松原保存管理計画」での位置づけ：

第3章 名勝三保松原の本質的価値について

第1節 本質的価値について

（中略）つまり、名勝三保松原の本質的価値とは、海岸線一帯のクロマツの林、特徴ある砂嘴と砂浜、雄大な富士山の眺望を併せた優美な風致景観である。

また、そうした風致景観を讃えた詩歌や絵画が多く遺されていることも文化的価値として特筆できる。

第2節 本質的価値を構成する要素

1 自然的要素

（中略）

(3) 風致景観

海岸線一帯にクロマツが連なり、羽衣の松付近の砂浜から東北には富士山のほぼ全容を視界におさめることができる。

松原、砂浜、海の彼方に富士山が聳える風致景観は、他に類例を見ない極めて日本的な原風景である。

第4章 保存と管理

第1節 保存管理の基本方針

（中略）

2 海岸の保全・管理・用品

(1) 海岸管理者は、海岸保護のために消波ブロックを設置し、サンドリサイクル工法等で海岸保全に努める。

(2) 防潮堤や消波ブロック等が風致景観に与える影響が大きいことから、風致景観に配慮した構造となるよう工夫する。

(2) 作業指針における「資産の真正性の条件」

作業指針では、

79. 登録基準 (i) から (vi) に基づいて推薦される資産は真正性の条件を満たすことが求められる。
82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。
 - ・形状、意匠
 - ・材料、材質
 - ・（以下省略）

よって、景観の「真正性」は、保存管理上重要であり、景観に関しても、形状、意匠、材料、材質は重要な属性である。

(3) 将来の目指すべき姿

これらの点から、

「今回の景観の検討においては、より望ましいと主観的に思う、あるいは客観的に思われる『新しい景観』を自由に創造してよいわけではない。」

ということ、まず確認しておく必要がある。

このことから、将来の目指すべき姿は、

「かつての砂浜と松原と海面の一体景観をできるかぎり取り戻す。そのため、海浜の消波ブロックは、できる限り見えない状態とする」

と設定すべきではないか。

(4) たとえば、作業指針からみた「岩場景観の評価」

三保松原の本質的価値及び真正性の問題から考えて、「消波堤などを、今より目立たなくするが依然として海面上に見える」ことは、将来の目指すべき姿を実現するための（遺産価値を守るための）過渡期の対策として、許容されるものとする。

しかし、コンクリートの消波堤の代わりに岩場（岩礁）のようなものを置くことは、「本質的価値とは別の景観」を「意図して」つくってしまうことになり、遺産価値を損なうことになるのではないか。

仮に、どうしても岩礁（擬岩を含む）を設置するのであれば、あくまで、保全上の暫定的な措置であり、いずれは撤去するものとの説明の上で設置すべき。（岩礁は設置すべきではない、というのが個人的意見）

3. 現在までの海岸保全の状況を評価する

「構成資産として登録されたが、その過程において消波堤の景観が審美的な観点から望ましくないとの指摘を受けた。」ことは、事実である。

が、その指摘を受けたこと、あるいは現況として消波堤が目立つことだけを評価して、現状を否定的にとらえるのではなく、「これまで懸命に守ってきて現在があること」「知見の蓄積があること」を評価したい。

個人的認識として、地形条件や過去の海岸浸食の進行状況から見て、よくぞこれだけ守っている、と評価したい。しかし、もちろん、景観との調和の観点からいえば、改善の余地は十分にあり、これまでの知見を活かして、さらにこれから、「登録時よりよい状態にする（強化する）」ために何をすべきか、と前向きにとらえるべき。

調和のとれた保全・保護対策を見事に行うことは、保存管理の方法（安全安心な生活と世界遺産保護の調和）としても、また海岸保全技術としても、世界に誇るべきものになると思われる。（個人的には、今回の検討はそれくらい高度な取り組みであると認識している）

（注）「世界遺産条約履行のための作業指針」（以下「作業指針」）

96. 「世界遺産資産の保護管理にあたっては、顕著な普遍的価値及び完全性及び/又は真正性の登録時の状態が、将来にわたって維持、強化されるように担保すること。」

4. 防護方法について

（1）短期対策と中長期対策の関係について

短期対策として「消波堤が見える範囲を減らすこと」とするだけでは、短期対策から中長期対策（将来の目指すべき姿の実現）への連続性を考慮していない印象を受ける。

「何かに」間に合わせるということは大事である。が、間に合わせるために拙速な方法で対策を行うのではなく、中長期的な対策につながる形の、しっかりした短期的対策とすべきではないか。

すなわち、短期的対策は、中長期的目標（たとえば消波堤がほとんど見えない状態で海岸は保全されている状態）の実現の途中段階として、

「消波堤が最も目立つ1号消波堤の部分（その分、波浪・地形条件が厳しい場所）について、他の工法との組み合わせにより、消波堤の高さをできる

限り下げる。これを試験的・観測的に行う。」とする。

そして、これにより得られた知見を活かし、中長期対策として、最終目標実現のため、1号消波堤及び他の場所においても、適切な対策工法を工夫して実施していく。

(2) 防護水準について

防護水準として、「50年に1度の波浪に対して、背後地への越波量を一定以下とする」ことは適切である。

しかし、砂浜の重要性を考えると、海岸保全施設の安定性は、100年超に1度の波浪に対する安定性、あるいは南海トラフ地震津波に対する安定性（ある程度壊れるが、粘り強くその場に残り、容易に復旧できるというレベルの安定性）を考慮すべきではないか。（海岸保全施設が破壊され、その復旧までの間に砂浜が大きな影響（致命傷）を受けることがないようにするため）

(3) 具体的対策工法について

対策工法としては、

「既存の消波堤の天端高を下げる一方、隣接する消波堤との開口部を狭くし、かつ海岸線と平行方向の潜堤、小規模の潜突堤（岸沖方向）を入れるなどの複合的な対策を行う」

というのが一つの方法と考える。しかし、それを一気に行うのではなく、順応的、あるいは経過観察的に行うべき。すなわち、

「一部の箇所では、少し手をつけてみて、その結果とシミュレーションなどの予測結果を比較して見て、海岸にどのような変化が起きているのかを分析し、工法を修正、あるいは次の段階に進んでみる。」

という方法をとることが必要ではないか。

このことは住民の安全・安心の確保、住民理解の点からも重要と考える。

繰り返しになるが、これまでの知見の蓄積を活かし、新しい工法を生み出して対策を実施すれば、一見自然な形で砂浜が保全されているように見せることは、難易度は極めて高いが技術的には可能ではないかと考える。

この技術は、世界のお手本となる、防護と景観（遺産価値の保護）が調和した技術となるのではないかと。それを目指してほしい。

以上